

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日が休日となる翌日)

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十  
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日      | 名 称    | 所 在 地         | 診 療 科 名      | 開設者名 |
|------------|--------|---------------|--------------|------|
| 昭和四十五年三月十日 | 田辺外科医院 | 米子市道笑町四丁目九五番地 | 外科、胃腸科、脳神経外科 | 田辺興直 |

## 鳥取県告示第二百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づ  
き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十  
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指 定 年 月 日    | 名 称    | 所 在 地        | 診 療 科 名 | 開 設 者 名 |
|--------------|--------|--------------|---------|---------|
| 昭和四十五年三月二十七日 | 本多眼科医院 | 倉吉市研屋町二四八一番地 | 眼科      | 本多一郎    |

## 鳥取県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第二百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づづ

## 告 示

昭和四十五年度前期の技能検定の実施

- ◆ 選管告示
- 選管の位置の指定
- 选举管理委員会の招集
- ◆ 公 告
- 消防設備士試験の合格者

- 九七四の二、北条町大字田井字沖浜四七七から四七九まで、四八〇の  
 一、大栄町大字東園字古屋敷五八三、字古屋敷統五八七の一、五八八  
 の一、字稻場六〇八の四二、字方続燈六一二、六一六、字東新田林六  
 二三、字中新田林六四三、字西新田林六四四、六四五、字沖浜林六六  
 一、大字西園字東浜北道二二七、二二〇、二二一、二二九から二三一  
 まで、二三五、字東浜西道二三九、二四〇、二四三から二四五まで、  
 二五〇の一、字東屋敷一二〇六の一〇から一一〇六の一五まで、大字  
 大谷字新座川二〇六八、二〇六九、字早稻田二〇七五、二〇七八、二  
 ○七九、字道江二〇八〇、二〇八一  
 (一) 保安林として指定された目的  
 (二) 潮害の防備  
 (三) 解除の理由  
 (四) 指定理由の消滅  
 (五) 解除に係る保安林の所在場所  
 (六) 大字国坂字西大野一五一九の三  
 (七) 東伯郡北条町大字江北字中蛇谷三〇〇四の一から三〇〇四の三まで、  
 大字国坂字西大野一五一九の三  
 (八) 保安林として指定された目的  
 (九) 飛砂の防備  
 (十) 解除の理由  
 (十一) 指定理由の消滅  
 (十二) 解除に係る保安林の所在場所  
 (十三) 東伯郡北条町大字松神字大西三五八、字鷺取四四三、字沖浜一〇六  
 七の一、字東灘山一二一  
 (十四) 保安林として指定された目的

### 鳥取県告示第二百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九一の一五、六九一の八、六九三の三

(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

砂防設備敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第二百五十四号

昭和四十四年十二月二十四日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良(倉坂地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

(一) 風害の防備  
 (二) 解除の理由  
 (三) 指定理由の消滅

昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破

二 朗

鳥取県知事 石 破

二 朗

鳥取県知事 石 破  
所 (平方メートル) 用途

日野郡江府町大字江尾字下東屋敷一、〇一〇ノ三番地先

二・八二 道路敷

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十五年四月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百五十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係方面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月七日

## 鳥取県告示第二百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十五年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場                    | 所     | (面積<br>平方メートル) | 用途 |
|----------------------|-------|----------------|----|
| 日野郡江府町大字小江尾字坂根五ノ五番地先 | 三二・一〇 | 道路敷            |    |

鳥取県告示第二百五十六号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月一日から用途廃止した。

## 公 告

昭和45年3月16日及び3月27日に行なつた消防設備上試験の合格者は、次のとおりである。

昭和45年4月7日

|           |       |       |             |
|-----------|-------|-------|-------------|
| 鳥取県知事     | 石     | 破     | 二郎          |
| 甲種消防設備上試験 |       |       |             |
| 第1類       | 庄牧    | 英雄    | 浅野 宣男       |
| 第2類       | 河崎三平  | 男     |             |
| 第4類       | 竹谷 博久 | 清次    | 黒瀬 雅三       |
| 乙種消防設備上試験 |       |       |             |
| 第1類       | 出沢 秀道 |       |             |
| 第4類       | 伊藤 滉明 | 寺沢 政美 |             |
| 第6類       | 前田 博実 | 林 学   | 若村 浩美 尾形 義雄 |
|           | 有本 隆郎 | 大江 才治 | 山崎 瓦 村岡 千城  |
|           | 第7類   | 山本 信幸 | 安間 義雄       |
|           |       | 田村 純一 |             |

鳥取県選挙管理委員会告示第八号  
昭和四十五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおりの招集する。  
昭和四十五年四月七日

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和45年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年厚生省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和45年4月7日

|                                 |   |   |    |
|---------------------------------|---|---|----|
| 鳥取県知事                           | 石 | 破 | 二郎 |
| 1 実施する検定職種                      |   |   |    |
| 洋服仕立て、洋裁、左官、タイル張り、墨製作、プロック建築、建築 |   |   |    |

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 一日時  | 昭和45年4月9日 午前十一時             |
| 二 場所 | 鳥取市東町一丁目二百一十番地 鳥取県選挙管理委員会管轄 |
| 三 議題 | 昭和四十五年度選挙常時啓発事業計画について       |

- 大工、木工塗装、建築塗装、金属塗装、廣告美術仕上げ及び表具
- 2 檢定の等級
- 技能検定は、1の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。
- 3 檢定の方法
- 検定は、実技試験及び学科試験によつて行なう。
- 4 試験の実施期日及び実施場所等
- (1) 実技試験
- ア 実施期日
- 昭和45年7月5日(日)から昭和45年9月20日(日)までの間に  
おいて、指定する日に行なう。
- イ 実施場所
- 別途鳥取県技能検定協会から通知する。
- ウ 実技試験問題の公表
- 実技試験問題は、昭和45年6月23日(火)に鳥取県技能検定協会  
の掲示板に掲示する。
- (2) 学科試験
- ア 実施期日
- 検定職種ごとに次の期日に行なう。

| 検定職種                                | 実施期日          |
|-------------------------------------|---------------|
| 左官、タイル張り、畳製作、木工塗装、建築塗装、金属塗装、廣告美術仕上げ | 昭和45年9月13日(日) |
| 塗装、金属塗装、廣告美術仕上げ                     |               |
| 洋服仕立て、洋裁、プロック建築、建築大工、表具             | 昭和45年9月20日(日) |

## イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格  
を証する書面

## (2) 提出先

鳥取市元町124 鳥取県技能検定協会 (電話鳥取22-3494)

## (3) 受付期間

昭和45年5月8日(金)から昭和45年5月29日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能  
検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、  
20円切手をはつたもの)を同封すること。イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能檢  
定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 受検手数料及びその納付方法等

## (1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

| 検定職種    | 手数料    |
|---------|--------|
| 洋服仕立て   | 3,000円 |
| 洋裁      | 3,000円 |
| 左官      | 3,000円 |
| タイル張り   | 3,000円 |
| 壁製作     | 3,000円 |
| プロック建築  | 3,000円 |
| 建築大工    | 3,000円 |
| 木工塗装    | 3,000円 |
| 建築塗装    | 3,000円 |
| 金属塗装    | 3,000円 |
| 広告美術仕上げ | 4,000円 |
| 表具      | 3,000円 |

## 4 学科試験の受検手数料

1,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に

納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

## (3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 7 合格者の発表等

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和45年10月16日に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表等

技能検定の合格者の氏名を昭和45年10月中旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

## 8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。